

第 5 回 国分川調節池を育む会

日時：平成 20 年 1 月 26 日(土)

10 時 ~ 12 時

場所：曾谷公民館第一・第二研修室

次 第

- 1 . あいさつ
- 2 . 全体会議事
 - (1)第 4 回育む会の報告
 - (2)春木川調節池散策・休息ゾーンの詳細形状について
 - (3)今後のスケジュールについて
 - (4)上部利用の検討における留意事項について
 - (5)その他

<資料>

- 1 . 国分川調節池を育む会 これまでの概要【資料 1】
- 2 . 春木川調節池散策・休息ゾーンの詳細形状について【資料 2】
- 3 . 国分川調節池上部利用計画 今後の予定【資料 3】
- 4 . 国分川調節池上部利用の検討における留意事項について【資料 4】
- 5 . 検討部会名簿【資料 5】

事務局（市川市役所 水と緑の計画課）

TEL:047-332-8740（直通） FAX:047-332-8749

メールアドレス

mizutomidorinokeikaku2@city.ichikawa.chiba.jp

国分川調節池を育む会 これまでの概要

第 1 回

日 時：平成 19 年 6 月 10 日（日）14:00～16:00
場 所：曾谷公民館第 3 研修室
議 題：趣旨説明 基本計画の概要について
事業スケジュールについて 今後の進め方について
決定事項：会員名簿の配布 マスコミによる取材 会議の公開

第 2 回

日 時：平成 19 年 8 月 11 日（土）9:30～11:40
場 所：大柏川第一調節池及びビジターセンター
内 容（1）大柏川第一調節池の見学
（2）議題
第 1 回国分川調節池を育む会会報の確認及び質問シートの回答に
ついて
大柏川第一調節池の見学内容等について
会則について 検討部会について
決定事項：会報を曾谷公民館に置き、閲覧可能とする。
会則の決定 検討部会の決定

第 3 回

日 時：平成 19 年 10 月 27 日（土）10:00～12:00
場 所：曾谷公民館第一及び第二研修室
内 容（1）全体会
役員選出 春木川調節池ゾーニングの配置検討について
（2）検討部会
自己紹介 部会長等選出
決定事項：会長及び検討部会長が下記のとおり決定
会長：平馬秀芳さん 副会長：後日選出
自然復元ゾーン：箕輪一男さん 自然ふれあいゾーン：大木正雄さん
多目的利用ゾーン：石島学さん 散策・休息ゾーン：塚田和男さん
春木川調節池ゾーニングは次回へ継続検討

第4回

日 時：平成19年12月15日(土)10:00～12:00

場 所：東国分中学校1階会議室

内 容(1)全体会

副会長選出 春木川調節池ゾーニングの配置検討について

決定事項：副会長に下記2名が決定

渡辺 和雄さん 瀬木 千春さん

春木川調節池ゾーニングは前回提案した3つの案のうち、「案1：散策・
休息ゾーン三日月型」に決定

春木川調節池散策・休息ゾーンの詳細形状について

事務局提案

案1:西側(国分川側)から36m、南側(住宅地側)から39mを散策・休息ゾーンとする。

説明:第4回育む会で参考として提示した案。

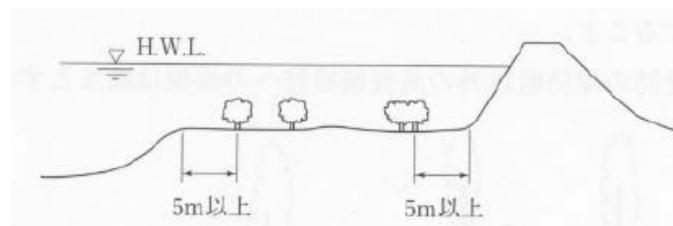
ゾーン内の詳細検討の際に、散策・休息ゾーン内に植樹することを想定し、低木・高木を植えることが出来る状況を確保する。

案2:西側(国分川側)から20m、南側(住宅地側)から51mを散策・休息ゾーンとする。

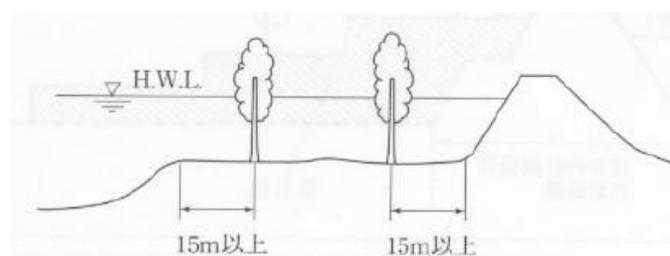
説明:ゾーン内の詳細検討の際に散策・休息ゾーン内に植樹をすることを想定し、低木を植えることが出来る状況を確保する。(高木の植樹を可能とする場合は、35m以上の幅が必要となる)

提案の根拠:河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について

- ・低木を植樹するには、堤防法尻等から5m以上離さなければならない。
堤防及び自然ふれあいゾーンとの境から5m離す必要がある。
さらに植樹帯を見込むこととする。



- ・高木を植樹するには、堤防法尻等から15m以上離さなければならない。
堤防及び自然ふれあいゾーンとの境から15m離す必要がある。
さらに植樹帯を見込むこととする。



参 考 図

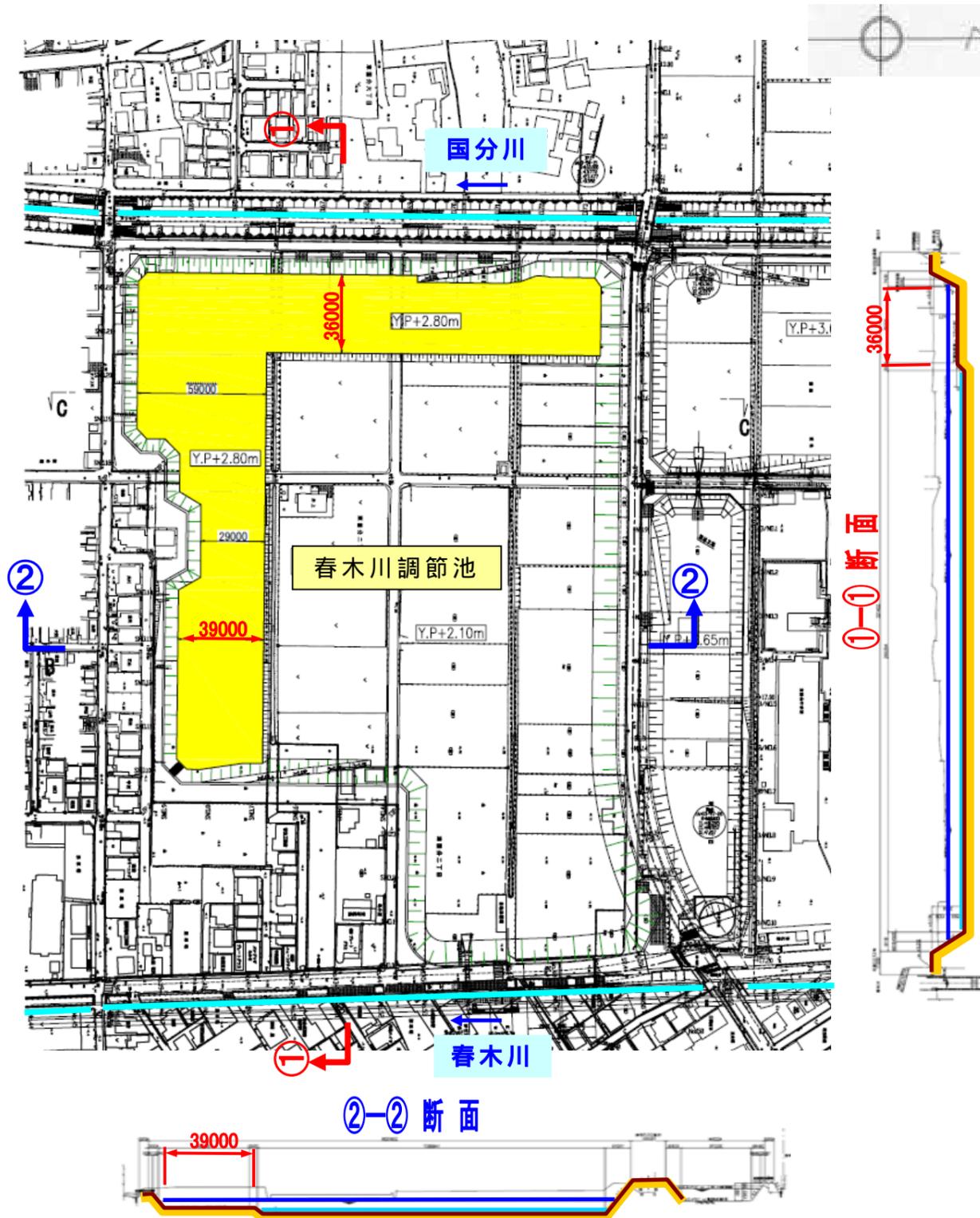
注意

この図は、「国分川調節池を育む会」の検討作業のための参考資料です。

案 1

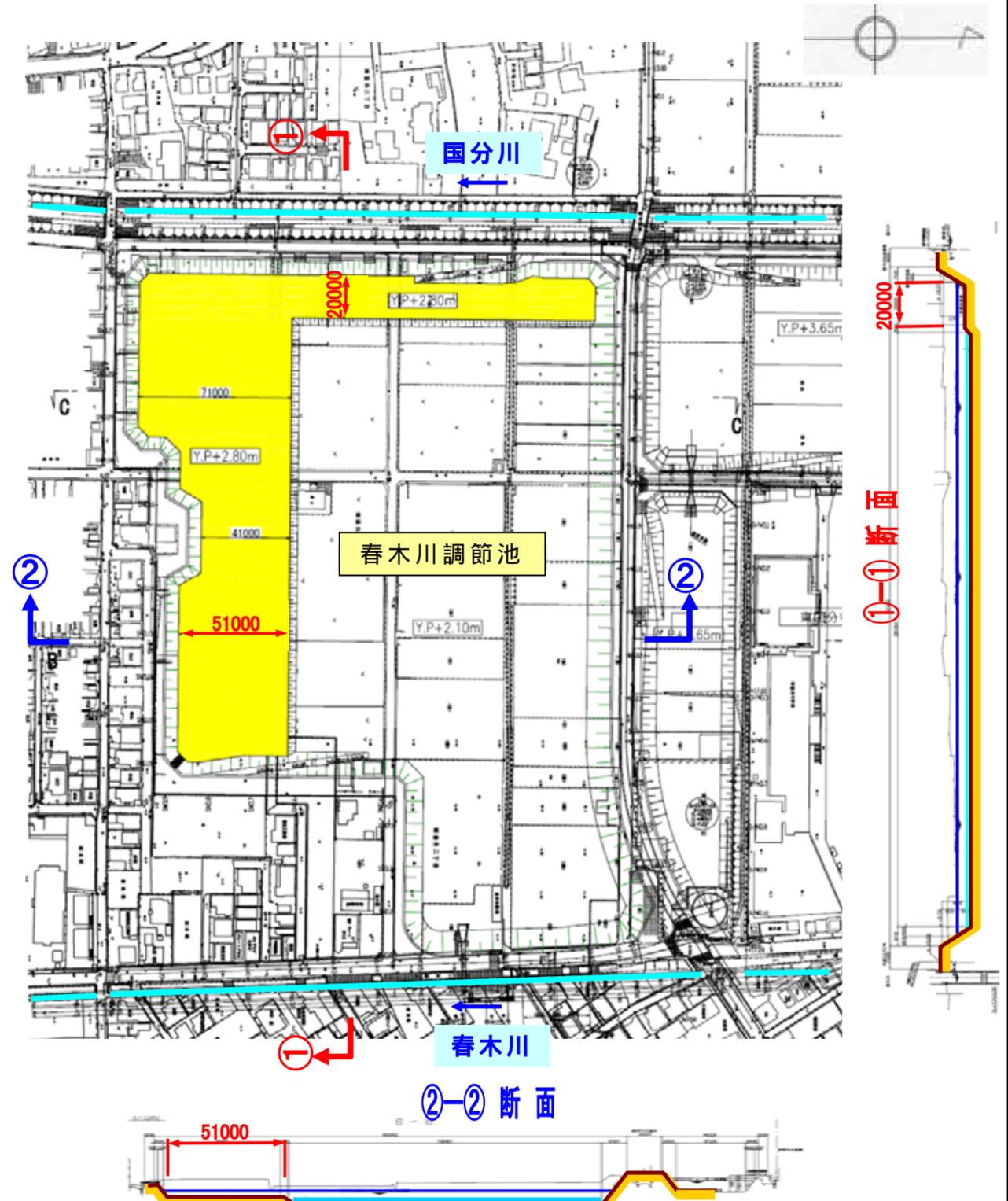
西側(国分川側)から36m、南側(住宅地側)から39mを散策・休息ゾーンとする案

案
の
イ
メ
ー
ジ



案 2

西側(国分川側)から20m、南側(住宅地側)から51mを散策・休息ゾーンとする案



		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度以降
調節池工事 (千葉県)					→	
上部利用 ・検討 (市川市)	育む会	計画策定	平成21年度より基本設計に入るので、基本設計の基礎となる計画の策定を平成20年度中に行います。			
			運営・管理方針	計画策定の終了後は、国分川調節池の上部利用についての運営・管理方針で未決定部分を決めていく予定です。		
	基本設計			→		
	実施設計				→	
	施設建設		平成23年度以降の施設建設に向けて、育む会検討結果を出来る限り反映出来るよう予算検討を行います。		予算措置 →	施設建設 →

国分川調節池上部利用の検討における留意事項について

1. 河川法

国分川調節池を公園等として使用する場合は、河川法第 24 条の規定に基づき、河川管理者の許可を受けなければならない。

公園等として使用する（占有する）市川市が河川管理者である千葉県を許可を受けなければならない。

許可基準については河川法上特に規定は設けられていないが、占有の許可の審査基準として「河川敷地占有許可準則」が通達として発出されている。

国分川調節池を公園等として使用するに際し、工作物を設置する場合（河川法第 26 条）や土地の形状を変更したり竹木を植栽する場合（河川法第 27 条）は、河川管理者の許可を受けなければならない。

河川管理施設等構造令、工作物設置許可基準（第 26 条）

河川区域内における樹木の伐採・植樹基準（第 27 条）

2. 具体的な留意事項

(1) 治水上の機能を損なわないこと

治水容量の確保

洪水の流入、排水の支障とならないこと

水位の上昇による影響が河川管理上支障とならないこと

堤防付近の流速が従前より著しく速くならないこと

工作物は、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置しないこと

工作物は、河川の縦断方向には設置しないこと

工作物は、洪水の流出などにより河川を損傷させないものであること

(2) 公共性の確保

一般公衆の河川敷地の利用を著しく妨げないこと

河川管理者が必要な管理を行うのに支障とならないこと

(3) 河川環境の保全、環境景観との調和

(4) 洪水時等、緊急時の安全確保

利用者、駐車車両等への情報伝達

(5) 河川水流入後の対応

ゴミ等の除去

施設の補修 等